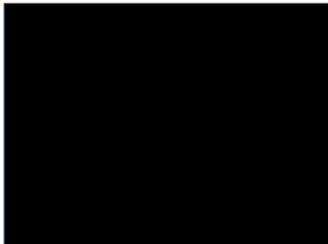
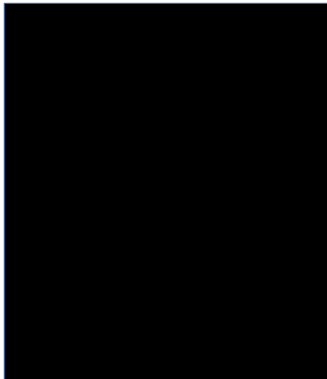


京都暮らし応援ネットワーク不当労働行為事件 第2回 調査調書	
事 件 番 号	京 労 委 令 和 3 年 (不) 第 1 号
期 日	令和3年7月12日 自 午前10時07分 至 午前10時16分
場 所	京 都 府 労 働 委 員 会 審 問 室
出 席 し た 審 査 委 員 参 与 委 員	審 査 委 員 労働者側参与委員 使用者側参与委員 
出 頭 し た 当 事 者	申 立 代 表 者 申 立 代 理 人 申 立 補 佐 人 申 立 補 佐 人  被 申 立 代 表 者 被 申 立 補 佐 人 被 申 立 補 佐 人 藤 番 山 上 義 人 舟 木 浩

[illegible]

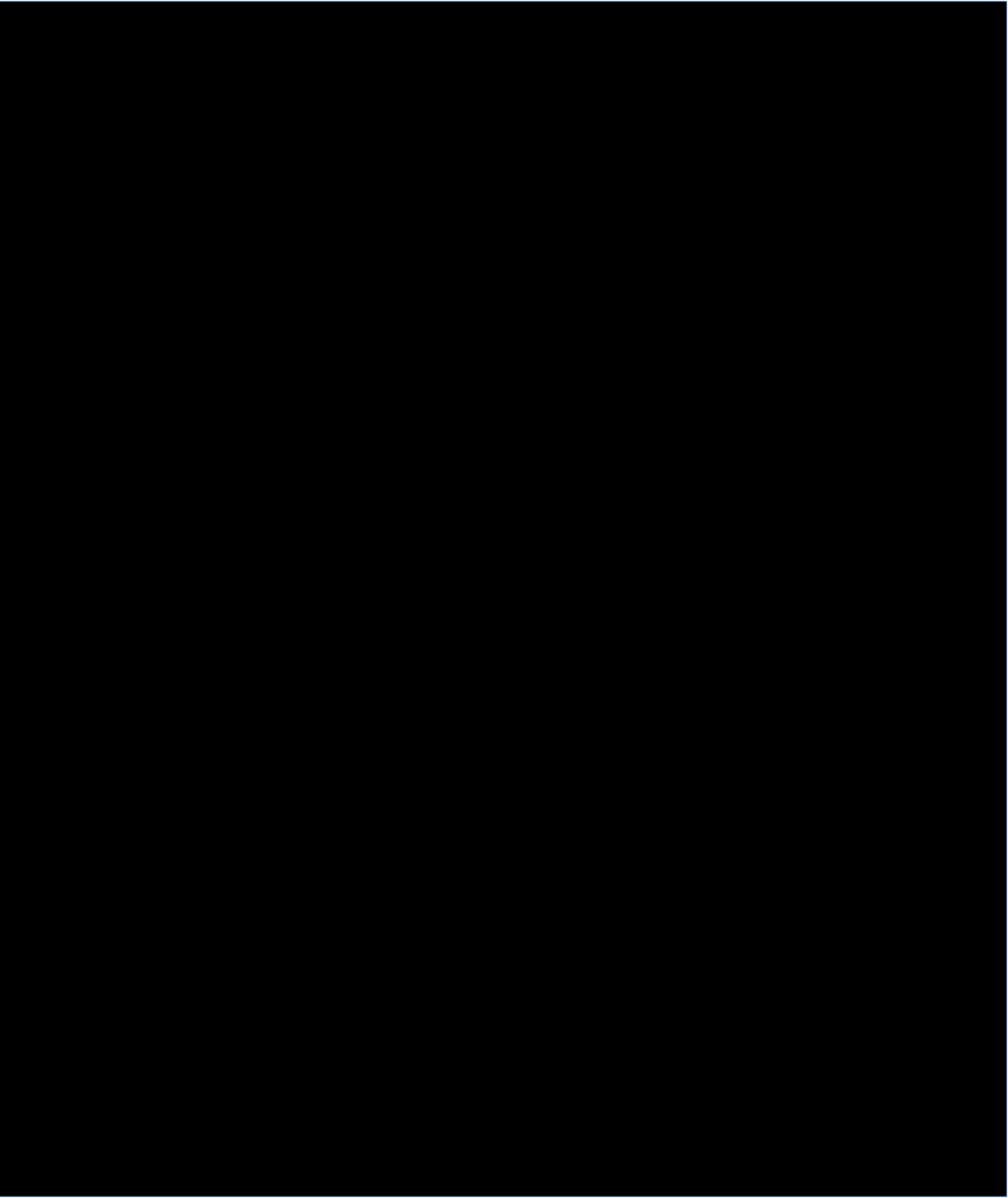
令和3年7月12日

京都暮らし応援ネットワーク事件
第2回調査速記録

別紙

審査委員

おはようございます。定刻を過ぎまして申し訳ございません。では、ただいまから京労委令和3年（不）第1号京都暮らし応援ネットワーク事件の第2回調査を開始いたします。





■ 申立代理人

そうですね。もし、必要であれば、後日反論なりするかと思うんですけども、その前提として、この第1準備書面の趣旨がちょっと伝わりにくく、もうちょっと具体的に申し上げますと、この証拠を乙5号証から8号証までお付けいただいているんですが、特にその反訳文ですね。そこに下線が引いてあったりするんですが、それが準備書面における主張とどう関係しているのか。準備書面において下線部参照などがなく、ちょっと分かりづらかったので、もし、そのあたり御説明いただけたらありがたく存じます。

審査委員

よろしいでしょうか。

舟木被申立補佐人

証拠説明書に書いてあるとおりです。

審査委員

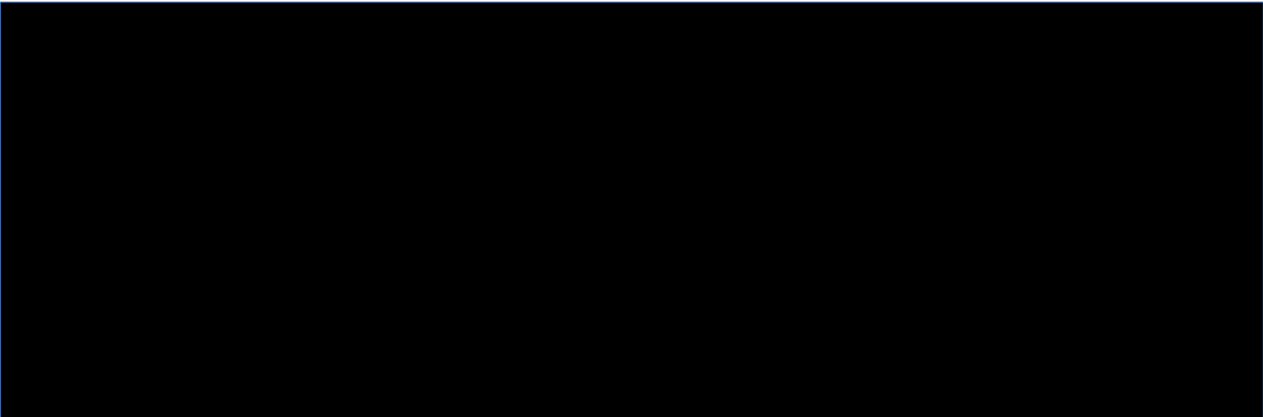
それ以上は、ないですね。

舟木被申立補佐人

はい。

審査委員

分かりました。調査しながらまた。



[事務局「求釈明事項」を配付]

審査委員

お手元に行き渡りましたでしょうか。

それでは、私の方からお聞きしたかったことはここに書いてあるとおりでございまして、時間をとりますので、まず、お手元の書類にお目通しください。1分少々お時間をとらせていただきます。

私からお伺いしたかった事項はここに示したとおりでございますので、申立人側の方で御検討いただきまして、追加申立ての書式等また御質問ありましたら事務局の方にお問合せの上でお願いしたいということでございます。

それでは、次回に向けての書類の提出等について調整を行いたいと思います。

まず、申立人から先ほどお願いいたしました点について、必要書類の提出をお願いいたします。提出期限は本日から3週間とらせていただいて、8月2日でいかがでしょうか。月曜日でございます。

■ 申立代理人

承知いたしました。

審査委員

よろしゅうございますか。これを受けまして被申立人からは反論等の書面提出をお願いしたいと存じますが、被申立人側も書類の様式等に質問がありましたら、事務局にお問合せください。その上で、提出期限は3週間とらせていただいて、8月23日の月曜日でいかがでしょうか。

山上被申立補佐人

はい。

審査委員

大丈夫でしょうか。

山上被申立補佐人

はい。

審査委員

ありがとうございます。それでは、次回の期日につきまして決めさせていただきたいと思います。

[次同期日を協議する。]

審査委員

次回の期日は9月1日、水曜日の1時30分。13時30分からということをお願いをいたしたいと思います。

もう一度、確認をいたします。申立人の準備書面等については、8月2日の月曜日をお願いいたします。被申立人側は8月23日の月曜日、次同期日は9月1日、水曜日の13時30分ということをお願いいたします。

それでは、本日の調査はこれで終了となりますけども、できましたらそれぞれの個別の御事情について御意向をお伺いしたいと思いますので、控室でしばらくお待ちいただけますでしょうか。その後、こちらの方からお呼びをいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、これで終了いたします。ありがとうございました。

以下余白

◎ 申立人への求釈明事項

1 申立後の事実経過に係る追加申立てについて

今回提出の第1準備書面では、「1. 本件申立以後の事実経過」として主として4月12日の第3回団交をめぐる経過が記述され、「2. 誠実交渉義務違反（労働組合法7条2号該当性）」においても、第3回団交に係る記述が見受けられるが、申立書における本件の請求する救済内容*からすれば、本件において、申立人が不当労働行為と主張する事実（申立事実）は「被申立人が第1回団交及び第2回団交に誠実に応じなかったこと」と解される。

そこで、第3回団交についても不当労働行為であると主張し、本件に追加申立てをするのかどうか検討をお願いしたい。

※

「(1) 被申立人は、申立人が令和2年10月24日及び令和3年1月28日に申し入れた団体交渉に誠実に応じなければならない。」

2 その後の事情の変更に伴う請求する救済内容の変更について

(1) 団体交渉

1とも関連するが、申立書では、上記のとおり、第1回団交及び第2回団交の内容について、改めて誠実に交渉するよう命令することを求めていると解される。

しかしながら、これまでの本件の双方の主張内容によれば、両当事者間の団交については、その後交渉が進展し、第1準備書面で記述されているような第3回団交及びその後のやり取りに至っているものと考えられる。

そこで、1と併せて、請求する救済内容についても、現況を踏まえて変更の必要がないか検討をお願いしたい。

また、被申立人の誠実交渉義務違反を構成する事実関係についても、上記の変更に合わせて検討をお願いしたい。

(2) 支配介入

準備書面 1 において、

- ・ 令和 2 年 11 月 9 日の出勤調整のためのメール

- ・ 同 年 12 月 19 日の A 組合員に対する退職の意思確認(直接交渉)

の二つの被申立人の行為が支配介入に該当すると明確化していただいたが、これらに対する申立書での請求する救済内容は、

「(2) 被申立人は、申立人の要求を無視して交渉事項について組合員個人に接触する、」「などの支配介入をしてはならない。」と、将来に向け、同種の行為を被申立人に禁ずる内容となっている。

しかしながら、被申立人は既に事業を停止し、今後清算手続きを進める予定であり、A 組合員も既に退職している状況においては、上記行為の再発の可能性はないものと考えられる。

そこで、これらに係る申立てを維持されるかどうかも含めて、変更について御検討をお願いしたい。

◎ 被申立人への求釈明事項

申立人への上記求釈明事項に対する申立人の回答について、反論等を準備いただきたい（「本件申立以後の事実経過」に係る追加申立てがあった場合は、それに対する認否もお願いしたい。）。